ドイツにおける男女平等・ジェンダー・メイン ストリーミング政策の展開と男子援助活動 (その 2)

池谷壽夫

目 次

はじめに

- 第1章 国連・ヨーロッパにおける GM の展開
 - (1) 国連における GM
 - (2) CE と EU における男女平等政策
 - (3) CE と EU における GM
- 第2章 GM 政策以前のドイツにおける男女平等政策の展開 (1980 年代まで)
 - (1) 1980年以前の男女平等政策
 - (2) 1980 年代の男女平等政策
- 第3章 ドイツ統一以後の男女平等政策 (1990年代)
 - (1) ドイツ基本法における男女平等の強化
 - (2) 「女性と男性の同権を実現するための法律」1994
 - (3) 育児手当法の改革
 - (4) 妊娠中絶法の改革

(以上前号)

- 第4章 ドイツにおける GM の受容・実施過程 (シュレーダー政権からメルケル政権へ)
 - (1) 北京世界女性会議「行動綱領」の実施
 - (2) ドイツ社会民主党と緑の党の連立協定
 - (3) 新たな男女平等法の制定をめぐって
 - (4) 女性に対する暴力との闘争
 - (5) GM の実施
 - (6) メルケル政権下での GM 政策

(以上本号)

第5章 ドイツにおける GM をめぐる論争

(以下次号)

- (1) GM をめぐる論争
- (2) GM は新自由主義政策の一環か? —— GM と MD
- (3) GM の理論的基礎は脱構築主義なのか?
- (4) GM は従来の女性支援政策の代替物ないしは新たな戦略か?
- (5) GM は男性に何を求めるのか?

第6章 GM 政策と男子援助活動の課題

- (1) GM 受容をめぐる混乱 —— 誤解と危険性
- (2) GM と青少年援助活動 —— GM の可能性
- (3) GM のもとでの男子援助活動 (および女子援助活動) の新たな課題

第 4 章 ドイツにおける GM の受容・実施過程(シュレーダー政権からメルケル政権へ)

1998 年秋の総選挙で、16 年続いたコール保守政権に代わって、社会民主党は緑の党(正式名称は、同盟 90/緑の党 Bundnis 90/Grünen)と連立して政権をとった。その後 2000 年前後を境にして、ドイツではジェンダー・メインストリーミング政策が連邦政府を中心にして急速に受容され、具体的に実施されていくことになる。そこで第 4 章と第 5 章では、GM の受容と GM 政策形成の過程を中心に考察することにする。もちろん、GM の受容と実施をめぐってはさまざまな論争が起こっているが、それについては、第 5 章と第 6 章で改めて考察することにする。

*なお予め注意しておけば、英語の gender mainstreaming をドイツ語に翻訳するのが困難である。たしかに、 gender に近いドイツ語として Geschlecht があるにはある。しかし、この単語は、生物学的な性である sex と名詞の性を意味しているので、英語のように生物学的な性としての sex と社会的・文化的な性としての gender とを明確に区別することができないという欠陥がある。そこでドイツ語圏では、 Gender Mainstreaming を用いているのである。

(1) 北京世界女性会議「行動綱領」の実施

その同じ時期の1998年10月に、国連は行動綱領の署名国に、北京行動綱領の各国の実施状況を把握するために、アンケートを送ってきた(Questionnaire to Governments on Implementation of the Beijing Platform for Action; http://www0.un.org/womenwatch/daw/followup/question.htm). このアンケートは3部からなる。第1部では各国の実施状況の動向と経験の分析的な概観が求められ、第2部では、国家の行動プランに関する全般的な実施状況、特に資源の配分と制度的な整備に焦点が当てられている。そして第3部では、行動綱領の関心事の12の批判的分野における実施状況に焦点が当てられている。

社会民主党と緑の党の連立政府は、1999 年 6 月にそれに対する回答書を出したが (Response of the Government of the Federal Republic of Germany (Status: June 1999) http://www0.un.org/womenwatch/daw/followup/responses/Germany.pdf)、その際唯一の女性組織として協議に参加したのは、ここでもドイツ女性協議会だけという状況であった。

この回答は、Heinrich Boll Stiftung(1999)によれば、正当にも、ドイツではそれほど多くの女性政策が国家的に制度化されていないし、制度・委員会政策への女性の参加もそれほど多く確保されていないことが確認されている。もっとも、この目標への途上での妨害として、「ただ女性と男性の「伝統的な役割理解」のみが挙げられているが、しかし男女の機会と結果の不平等およびヒエラルヒー的なジェンダー関係の構造的原因は挙げられていない」。その上、驚くことに、「女性支援と平等政策」は新たな連邦政府の政治の「中心点」にあると主張されているが、これは社会民主党と緑の党の連立協定にもあるいは他の政策プログラムにおいても書き留められ

ていないし、この主張はたくさんの平等支援の決議や措置によっても証明することができないものである。また、女性省(高齢者・家族・女性・青少年省)の関心事として「ジェンダー・メインストリーミング・アプローチの実施をすべての政策領域において促進すること」が定式化されているとしても、北京会議4年半後も、この横断的課題は、諸省内部でも諸省間でも、これまで体系的にかつ首尾一貫して制度化されず、相変わらず計画段階にあった。

(2) ドイツ社会民主党と緑の党の連立協定

社会民主党と緑の党との連立協定書「出発と革新 21世紀へのドイツの道. ドイツ社会民主党と同盟 90・緑の党の連立協定 (Aufbruch und Erneuerung-Deutschlans Weg ins 21. Jahrhundert. Koalitionsvereinbarung zwischen der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands und Bündnis 90/Grünen Bonn, 20. Oktober 1998)」 (http://www.gruene.de/cms/themen/dokbin/182/182660. koalitionsvertrag_1998.pdf) は、本文 51 ページ 12 章からなり、その第 8 章「女性政策の新たな出発」で女性政策が掲げられている(とはいえ、該当ページはたったの 2 ページでしかない).

そこでは、大きく以下の3つの政策が掲げられている.1つは、アクションプログラム「女性と職業」のスタートである.プログラムに入る項目として重要なものを挙げれば、以下のようなものがある(その詳細については後述).

- ・「効果的な平等法」われわれは、民間経済においても適用されねばならない女性支援に対する ・ おまのある規定を導入する」。
- ・「よりフレキシブルな労働時間とパートタイム労働のよりよい条件」.
- ・「もっと多くの保育施設を作り出すための枠組条件の改善」.

第2は、「女性に対する暴力」をなくす国民的なアクションプランの策定である。このアクションプランの目標は、女性に対する暴力を予防し、暴力を受けた女性に最大可能な保護と援助を与えることである(これについては後述)。

3 つめは、売春婦の法的および社会的な状況を改善する法的規制をつくり出すことである。これは、「売春婦の権利関係の規制に関する法律 (Gesetz zur Regelung der Rechtsverhitnisse der Prostituierten: Prostitutionsgesetz-ProstG)」として結実する。

(3) 新たな男女平等法の制定

『プログラム「女性と職業」―― 平等政策の出発』1999

ドイツ連邦政府が GM の実施に向けてようやく本腰を入れて動き出すのは、1999 年 5 月 1 日に EU の「アムステルダム条約」を批准してから以降である。この批准によって GM を実施することが法的に義務付けられたからである。6 月 23 日には内閣決定で、ドイツ連邦共和国基本法第 3 条第 2 項第 2 パラグラフ ——「国家は、女性と男性の平等が実際に実現するように促進し、現在ある不利益の除去に向けて努力する」——に定められた国家目標にもとづいて、男女

の平等を「国家行為の一貫した指導原理」として承認し、この任務を GM 戦略によって促進することを決定した。

また同じ6月には、先のアクションプログラムの具体化として、「プログラム「女性と職業」 ――平等政策の出発』(BMFSFJ (Hrg.): Programm "Frau und Beruf"- Aufbruch in der Gleichstellungspolitik. Bonn Juni 1999 http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/PRM-23570-Broschure--Frau-und-Beruf-,property=pdf.pdf) が出されている。このプログラムでの連邦政府の目標は、「女性と男性の平等を再び大きな社会的な改革プロジェクトにすること」(S. 7)である。そして具体的な実施としては、第1に、「労働と社会における女性の平等を断固として推進する」ために、1994年の男女同権法をより効果的なものに変えること、および「民間経済における女性と男性の平等を、法的および労働市場政策的な措置で支援することで、経済促進に努力する」ことが挙げられている。第2に、「家族労働と就業労働の両立を改善する」ために、連邦政府は、育児休暇の枠組条件を改善し、パートタイム領域において新たなイニシアティブをとるとしている。

このプログラムは次のような柱立てになっている.「 . 女性と男性の平等に関する法的規制」「 . 横断的課題の平等政策と連邦政府の報告」「 . 青少年失業をなくすための緊急プログラム」「 . 女性の職業支援」「 . 平等のモデル的促進の支援」「 . 女性起業者の機会」「 . 研究・教育における女性と男性の機会平等」「 . 母親と父親のための政策 —— 家族・就業労働を両立させる」「 . 新たな男性像」である.

このプログラムでは、第1に、1994年の男女同権法にかわる新たな法律(男女平等法)の制定が目指されている。その理由は、第1に、1994年の男女同権法は憲法の任務を実現するのに必要な質的に新しい歩みをもたらさなかったからである。例えば連邦政府の行政に関して、上級職における女性の割合は男女同権法が3年たっても、たった19%にとどまっているし、政策助言に奉仕する委員会では、女性はたった12.7%しかいない。第2に、被雇用者を職場におけるセクシュアル・ハラスメントから効果的に守ることが必要である。第3に、男女平等を民間企業に及ぼすことが目指されている。ただし、それは後述するように、経済界との対話のなかで、平等法的な規制だけを作成することへと一歩後退している。「連邦政府は(...) 経済界と組合との対話を探し、すでに今日成功裏に女性の平等に努力している企業と経営を支援し、実際上の男女同権を打ち立てると同時に企業の差異性を考慮するのに適した平等法的な規制を作成する」(14-15)。その際、連邦政府は価値を以下の規制目標におくとされている。すなわち、関係者は以下のことに義務を負わねばならない。

- ・経営と企業における女性の差別を廃止すること
- ・将来安定的な職業における女性の職業教育を意図的に促進すること
- ・職業女性に不利益を与える労働条件を改善すること
- ・女性の雇用割合を、女性の割合が低い領域において高めること
- ・賃金の公正を実際にも作り出すこと

・平等目標に関して女性の利益の主張を確保すること

これは、後に見るように、不十分ながら「女性と男性の平等を実現するための法律」として結 実することになる.

第2に、1997年のヨーロッパ共同体条約(アムステルダム条約)を受けて、「ジェンダー・メインストリーミング」構想が掲げられている。すなわち、 「女性と男性の平等は、連邦政府の首尾一貫した指導原理であり、横断的課題(「ジェンダー・メインストリーミング」)として促進されるべきである(ヨーロッパ共同体条約第2条、第3条2項)」こと、 「『ジェンダー・メインストリーミング』はジェンダー特有のアプローチをすべての政治領域・構想・過程へと組み込む原則でもあり方法でもある」ことが確認され、 「連邦政府は、すべての領域において『ジェンダー・メインストリーミング』アプローチを積極的に促進するよう努力する」としている。そして具体的な計画として、 「連邦家族・高齢者・女性・青少年省の権限のもとに平等を改善するために、指導部レベルで連邦省間作業グループを設置すること」および「連邦政府の進行中の作業と措置計画においてジェンダー特有の問題をもっと考慮するようにする基準カタログを作ること」(16) が挙げられている。

第3に、女性労働の改善措置が掲げられている。男女平等賃金に関して、「連邦政府は、「男性と女性のための平等な報酬」という原則が平等な労働だけではなく、同価値の労働にも適用されるように積極的に尽力する(ヨーロッパ共同体条約第141条)」とともに、「女性の賃金の平等と経済状況とに関するレポートを作成する(ドイツ連邦議会のヨーロッパ共同体119条 — 現在の141条 — に関する決議に基く報告義務)こと」などが挙げられている。また女性労働を支援するために、すなわち、「積極的な労働支援への女性の同権的な参加を達成し、女性の就労の生活史と生活状況から生じる不利益をできる限りなくす」ために、今計画されている「労働支援法の改革2000」の際に、女性政策の作用への今日の法規を検討し、場合によっては訂正することが考えられている。

第4に、家族労働と就業労働との両立を促進する措置が掲げられている。その措置の1つとして、育児休暇に関する法改正が目指されている。すなわち、「子ども一人につき相変わらず最大限3年の育児休暇でも、母親と父親にパートタイムの枠内で同時に利用できるようにすること」「育児休暇期間でのパートタイム労働を、育児休暇の終了後フルタイム職場へ復帰できる権利をもって容易にすること」「育児休暇の一年が後の時点で(8歳の子どもまで)とりえるかどうかの可能性を検討すること」「育児手当への申請・認可手続を単純にすること」(28)である。これは、2001年1月から施行された「育児手当および親時間に関する法律(連邦育児手当法)(Gesetz zum Erziehungsgeld und zur Elternzeit: Bundeserziehungsgeldgesetz-BErzGG)」(邦訳齋藤純子2002a参照)に結実し、メルケル政権にも引き継がれて、「2006年12月5日の親手当および親時間に関する法律(連邦親手当および親時間法)」に至っている(前号第3章の3参照)。

もう1つは、パートタイム労働者の待遇改善である. 例えば、「パートタイム雇用者のあらゆ

る不利益を禁じ、とりわけフルタイム労働からパートタイム労働へ、およびその逆の転換を容易にするべき EU ガイドライン 97/81 の速やかな実施」を行うことである。これも、「パートタイム労働および有期労働契約に関する、ならびに労働法の諸規定を改正し廃止するための法律 (Gesetz über Teilzeitarbeit und befristete Arbeitsverträge und zur Änderung und Aufhebung arbeitsrechtlicher Bestimmungen)」(2000 年 12 月 21 日制定)として実現することになる。

3つ目は、保育の充実や全日制学校への取り組みである.「法的な規制にもとづいて諸州と地方自治体がすべての年齢段階の保育に関する十分な提供物に対して権限を持つ」ことが示され、全日制学校を適切に提供することが挙げられている.また連邦政府は、インフォーマルな連邦・州・地方自治体作業グループを設け、この作業グループが保育施設のインフラを改善するための提案をつくるとしている.

第5に、「新たな男性像」が求められている。「家族内および子育ての枠内での父親の機能は、一般にもっぱら私事とみなされ、就業生活では何も役割を演じていない。伝統的な役割像はわずかな『新しい男性』に、就業労働と家族労働のパートナー的な分かち合いを表明することを困難にしている」として、家族労働を担う「新たな男性像」を広める必要が強調されている。そのために計画されているのは、「新しい男性像のための宣伝キャンペーン」「「家族と就業労働の両立」というテーマを男性指導部の継続教育へと統合する措置」「「女性・家族にフレンドリーな企業 2000」の連邦コンクール」などである。

第6に、研究・教育における女性と男性の機会平等が目指されている。その措置として、「機会平等の指導原理を首尾一貫して学問と研究におけるすべての措置とプログラムへと組み込む」こと、「機会平等の支援を委託・財政割当の際に決定的な基準として大学領域において定着させる」こと、2005年までに教授職における女性の割合を20%に高めること、「国際技術・文化女性大学(IFU)を支援する」こと、「大学・研究施設における包括的な女性のためのコンピテンス・センターのモデル的な設立を支援する」ことなどが掲げられている。このセンターが、その後2003年に、「ジェンダー・コンピテンス・センター(Genderkompetenz Zentrum)」として開設されることになる。

なお EU の「雇用政策ガイドライン 1999 の提案」は、すでに前号で見たように、ジェンダー・メインストリーミング・アプローチを雇用政策へ組み入れることを各国に求めており、この『プログラム「女性と職業」』でも「EU 理事会によって 1999 年向けの雇用政策ガイドラインで決定された「ジェンダー・メインストリーミング」アプローチが考慮に入れられるべきである」と述べられていた。これは、ドイツ政府の「雇用政策アクションプラン 1999 (Beschaftigungspolitischer Aktionsplan 1999)」(http://www.lothar-binding.de/fileadmin/downloads/pdf/bespolakt.pdf)で実現されていく (BMFSFJ (Hrg.) 2000; S.3ff.)。

ドイツにおける男女平等・ジェンダー・メインストリーミング政策の展開と男子援助活動 (その2)

「民間経済部門における女性と男性の機会平等を促進するための連邦政府とドイツ経済中 央団体の合意」

2001年11月には、これまでの第2次同権法に代わる新たな法律、すなわち「女性と男性の平等を実現するための法律(平等実現法)(Gesetz zur Durchsetzung der Gleichstellung von Frauen und Männern: Gleichstellungsdurchsetzungsgesetz-DgleiG)」(http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/RedaktionBMFSFJ/Abteilung4/Pdf-Anlagen/PRM-13097-Gesetz-zur-Durchsetzung-der-Gl,property=pdf,bereich=,sprache=de,rwb=true.pdf)が制定される(邦訳齋藤純子 2002b). しかしその成立過程には、経済界と政府との間で攻防と妥協があった.

たしかに政権の座に着いた社会民主党・緑の党の連立政権は、当初は先の連立協定において示されていたように、民間部門についても男女平等法を適用することを計画していた。しかし、経済界は法律によって男女平等政策を強制されることに対して強い抵抗を示した。もっとも、政府側の Schröder 首相も、Lafontaine が 1999 年 3 月に大臣を辞職したことにコメントを寄せた同じ新聞のなかで、すでに民間経済の平等法には反対を表明していたし、先の『プログラム「女性と職業」』でも、その計画は失せて、「企業の差異性に考慮した平等法的な規制」へと後退していた。こうした状況下では、もはや民間経済における平等法は語られずに、「経済界との対話」が探し求められるだけになった(Nohr 2001: S. 16).

そうした「対話」路線の中で、民間経済をテーマとした対話フォーラムが4回開かれている。 その最初のフォーラム「経済にとっての成功要因としての機会平等」(2000年3月7日)で、連邦家族・高齢者・女性・青少年省(以下 BMFSFJ)大臣 Chrisitine Bergmann はその挨拶でこう述べている。

長年来たくさんの学問的調査が証明しているように、企業の独自な関心のうちにあるのは、女性を支援すること、女性に職業と家族の両立に適切な枠組条件を提供すること、女性を長期に企業に結びつけること、である。機会平等は、積極的な競争要因である。(……) われわれの経済は、まさにグローバル化と近づきつつある知識社会の挑戦に直面して、重要な業績・資質ポテンシャルを利用せずにしておくなんですることができない。(……) 企業におけるアクティブな平等政策とは、それゆえ私にとってはアクティブな経済政策である。(Begrü・ungsrede von Bundesiministerin Dr. Christine Bergmann anlässlich des Dialogforums "Chancengleichheit als Erfolgsfaktor für die Wirtschaft" in Berlin http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/Katego-rien/Presse/reden,did=2752.html)

つまり、機会平等といっても、それは企業の積極的な競争のための要因なのであり、したがって企業での男女平等政策は経済政策なのだというわけである.

これらのフォーラムや 2 年間にわたる経済界と政府の議論と交渉の末,2001 年 3 月 27 日の政府と財界のトップ会談が行われた。その参加者は首相の Schröder,女性省大臣 Bergmann,経済省の Müller,雇用者団体会長の Dieter Hundt,ドイツ産業連盟会長の Michael Rogowskiであった。しかし、その前哨戦で内閣報道官の Reinhard は、ひょっとしたら法律はつくらない

こと、トップ会談で「経済界に過剰に負担をかけない」ことが問題となろうと示唆していた (Nohr 2001) ように、ここで経済界との妥協が行われたのである。この背景には、シュレーダー 政権の「第3の道」 構想、いわば「社会民主主義的新自由主義」 路線 (Schunter-Kleemann 2002: S.126) があった (これについては、第5章で触れる).

こうして、結局は経済界に過度な負担をかけるような立法化は見送られることになり、立法措置に代わるものとして、2001年7月2日に連邦政府と経済団体の間で「民間経済部門における女性と男性の機会平等を促進するための連邦政府とドイツ経済中央団体の合意(Vereinbarung zwischen der Bundesregierung und den Spitzenverbänden der deutschen Wirtschaft zur Förderung der Chancengleichheit von Frauen und Männern in der Privatwirtschaft vom 2.07.2001)」(http://www.bmfsfj.de/Politikbereiche/gleichstellung,did=6408.html)というかたちで、両者の妥協が図られ、民間部門における男女平等はこの合意にもとづいて進められることになった(齋藤純子 2002b、なお Heister 2007: S.26,も参照)、Nohr(2001)は、これによって、「女性支援は経済界支援である(Frauenforderung ist Wirtschaftsforderung)」とする経済界の新自由主義政策との妥協がはかられ、女性政策が新自由主義的社会構想に適合するようにさせられたと厳しく批判している(なおこの点については、第5章でも触れる)。

その合意点は、第1に、「わが国はいつまでも、大規模に女性の教育と専門教育に投資することはできないが、それならばこのようにすでに形成されているポテンシャルを利用しないわけにはゆかないこと」の確認である.

第2に、「連邦政府と経済団体は、積極的な企業内の支援措置をつうじて、女性の専門教育の展望と職業の機会を改善するばかりでなく、母親と父親が家族と職業を両立できるように持続的に改善するという目標において、意見が一致する。これによって女性の就業率が、これまで女性が過少代表である領域においても、著しく高められるべきである。これは、とくに指導的地位と将来志向の職業に当てはまる。これらの目標を追求するための措置は、男女間の収入格差を少なくすることにも貢献するであろう」。こうした方針の具体化されたものの一つが、後に見るように、連邦政府と企業によって担われる Total-E-Quality 政策である(第5章、参照)。

第3に、「連邦政府と経済団体は、企業の措置とともに、万遍のない保育構造の拡大および需要に応じた全日制学校の提供が必要であることで、意見が一致する」、そして「経済中央団体は、その企業会員に、女性と男性の機会平等ならびに家族フレンドリーを改善するための企業措置をとるよう勧告することを約束する」。

第4に、「『民間経済部門における女性と男性の機会平等を促進するための連邦政府とドイツ経済中央団体の合意』の実施は、連邦政府とドイツ経済中央団体が共同して同行追跡する」、そのために、連邦政府と経済中央団体は、両者同数の代表で構成されるハイ・ランクのグループ「経済における機会の平等と家族思い」を設置し、その活動に当たっては、連邦雇用庁の労働市場・職業研究所(IAB)が支援することになった。このグループは、その作業当初に総括を行い、初めは2003年に、その後は2年に一度、企業におけるこの合意の実施状況と目的とした進歩を総

括し、これにもとづいて、機会の平等と家族フレンドリーを促進するための措置を一層発展させる具体的提案を行うことになっている.

最後に、「『民間経済部門における女性と男性の機会平等を促進するための連邦政府とドイツ経済中央団体の合意』がうまく実施される限り、連邦政府は、民間経済部門における女性と男性の機会の平等を法的な道で達成するイニシアティブを取らない」し、「強制的な EU 法の実施はそれに触れるものではない」と合意している。

このように、この合意で、連邦政府はこともあろうに男女平等に関する法的規制を民間経済に対しては行なわないことを約束してしまうことで、自らの手を縛ったしまった。政府の規制は、 もっぱらグループ「経済における機会の平等と家族フレンドリー」に委ねられることになってしまったのである。

「女性と男性の平等を実現するための法律」(平等実現法, 2001年11月)

こうした制約があるとして、では「女性と男性の平等を実現するための法律」(平等実現法) はいかなる点で、第2次同権法より進歩したものになっているのであろうか.

第1は、「形式的な男女同権と実際上の平等とは今日でもなおはるかに隔たっている」こと、また「1994年来の現行の「女性支援法」は、あまりにも拘束力のないものとしてつくられたので、これまで期待された効果を達成していない、かくて今日まで女性は、連邦行政機関における同価値の資格でもきわめて比率が低く uterrepräsentiert、とくに上級職や指導部においてそうである。連邦公務職における男性はこれまで、わずかしか家族と就業を相互に両立させることができていない、男性はとくにまれにしかパートタイムや育児休暇の可能性を利用していない」という現状認識の下に立って、「連邦の公務職における女性と男性の実際上の平等」(Enwurf eines Gesetzes zur Durchsetzung der Gleichstellung von Frauen und Männern (Gleichstellungs durchsetzungsgesetz-DGleiG)、 *Drucksache* 14/5679, 28.03.2001, S.1)を断固として促進しようとしていることである。そのために、第2次同権法における「女性支援(Frauenförderung)」という概念に代えて、「平等(Gleichstellung)」概念が新たに採用されている。「『女性支援Frauenförderung』『女性支援計画(Frauenförderplan)』『女性担当委員(Frauenbuftragte)』という以前に使用された諸概念は、女性に資質がなかったり、その他の欠陥のゆえに支援されるという考えが伝えられるという理由で、問題があるように思われる。それゆえこれらの概念は、『平等』『平等計画』『平等担当委員』という概念に取って代わられる」(ibid., S.1ff.)。

第 2 に、「ジェンダー・メインストリーミング」の原則が第 2 条で根拠付けられた (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend: Stand der Implementirung von Gender Mainstreaming in der Arbeit der Bundesregierung. Juli 2003). すなわち、「すべての就業者、とくに長や指導の任務をもった者は、女性と男性の平等を促進する義務を負う.この義務は、事業所のすべての任務領域にわたって、ならびにまた事業所間の協力の際に、一貫した指導原理として考慮されねばならない」とされたのである.

第3に、先に見た民間経済部門に男女平等法が適用されないことを考慮して、法律の適用範囲が拡大されている。第二次同権法では、適用範囲は「連邦の行政および連邦直属の公法上の団体・施設・財団ならびに連邦裁判所における雇用者」に限定されていたが、平等実現法では、まず「法的形態に関わりなく直接及び間接の連邦行政ならびに連邦裁判所のすべての就業者」に拡大された。また、「連邦固有の行政にある企業が私法上の企業という法形態へ転換する際には、この法律の規定の準用」が求められた。

第4に、アムステルダム条約にもとづいて、女性の直接的差別と間接的差別が明確に定義づけられた。すなわち、「女性の直接的差別」とは、「女性がその性のゆえに、合意や措置の際に、その合意や措置が行使さるべき活動の種類を対象とせず、かつ特定の性がこの活動のための不可欠な前提ではない限りで、男性と比較して異なる取り扱いを受けるとき」である。また「女性の間接的差別」とは、「見かけ上は中立的な規定、基準ないしは手続によってかなり高い割合の女性が不利益を受け、当該規定、基準ないしは手続が適切かつ必要で、かつ、性に関わらない客観的理由で正当化されるものではない場合」(第4条第7項)をさす。

第5に、男女平等を実現するために、募集・応募者面接・選考の手続を明確に定め(第6条「職への応募」、第7条「応募者面接」、第8条「採用、昇進、職業教育のための職の供与の際の選考決定」)、個別ケースでクォータ制を導入している。「いわゆる個別ケースに関連したクォータ制」(Enwurf eines Gesetzes zur Durchsetzung der Gleichstellung von Frauen und Männern(Gleichstellungsdurchsetzungsgesetz-DGleiG)、*Drucksache* 14/5679、S.2)である。例えば、第8条では、「個々の領域において女性の割合が低い場合には、職業教育のための職の供与、採用、任用および昇進の際に、同じ適性、能力および専門的業績(資格)があれば、応募男性の人物に由来する理由が重大でない限り、事業所は女性を優先的に考慮しなければならない」とされている。

第6に、平等担当委員の任務と権利が強化されている。平等担当委員選出の事業所規模が、第二次同権法での200人以上から100人以上に引き下げられ、逆に任期は3年から4年に延長されている(第4節第16条)。また、平等担当委員の法的地位も明確にされている(第18条)。すなわち、平等担当委員は人事部に所属し、事業所の指導部に直属し、その活動のために、最低通常勤務時間の2分の1を免除されることになった。

最後に、家族と就業を両立させるための規則が改善され、パートタイム勤務者や休業者の権利が拡大されている(第3節「女性と男性の家族と就業の両立」第12条~15条).

なお、すでに述べたように、これに先立って 2000 年 12 月には「パートタイム労働および有期 労働契約に関する、ならびに労働法の諸規定を改正し廃止するための法律 (Gesetz über Teilzeitarbeit und befristete Arbeitsverträge und zur Änderung und Aufhebung beitsrechtlicher Bestimmungen)」 (http://www.arbeitszeiten.nrw.de/pdf/Teilzeit-_und_Befristungsgesetz.PDF、齋藤純子 2001 に翻訳がある) が制定されている。これによって、EU の「UNICE、CEEP 及び ETUC によって締結されたパートタイム労働に関する枠組協約に関する理

事会指令」(Council Directive 97/81/EC of 15 December 1997) で求められていた、パートタイム労働者(ここで言うパートタイム労働者とは「通常の週労働時間が、比較対象となるフルタイムで雇用される被用者の週労働時間よりも短い被用者」(第2条の(1)) のこと) の不利な取り扱いが、客観的な理由によって異なる扱いが正当化されない限り、許されないとされた(第4条)、また同じくEUの「ETUC, UNICE 及びCEEPによって締結された有期労働に関する枠組協約に関する理事会指令」(Council Directive 1999/70/EC of 28 June 1999) (いずれの指令も小宮文人・濱口桂一郎 2005 および柴山・中曽根 2004 に収められている)で求められていた有期労働契約者の不利な取り扱いも禁止された(第14条)、1985年の労働促進法はこの法律の制定によって廃止された。

また、2001年には「労働市場政策上のツールを改革するための法律(Gesetz zur Reform der arbeitsmarktpolitischen Instrumente: JobAqtiv-Gesetz)」が制定され、それによって社会法典が変更され、男女平等が首尾一貫した主導原理であるとされた。それは第1条の(1)と第8条に見ることができる。

第1条 労働支援の目標

(1) 労働支援の諸履行は、高い雇用水準が達成され、雇用構造が絶えず改善されることに寄与しなければならない。それら諸履行はとくに、失業の発生が避けられたり、失業期間が短縮されるようになされねばならない。その際女性と男性の平等は首尾一貫した原理として追及されねばならない。諸履行は、連邦政府の社会・経済・財政政策の雇用政策上の目標に応じるようになされねばならない。

第8条 女性支援

- (1) 女性の職業状況を改善するために、積極的労働支援の履行によって、現存する不利をなくしたり、またジェンダー特有の職業教育市場および労働市場を克服するようにされなければならない。
- (2) 女性は、少なくともその失業率と失業によって被る相対的な事態とに応じて支援される ばならない.

第8条a 家族と職業の両立

積極的女性支援の諸履行は、それを時間・内容・組織上行なう際に、監督に必要な子ども を世話し教育したりあるいは介護の必要な家族員を世話したりあるいはこの時期後に再び就 労に戻ろうとする女性と男性の生活関係を考慮しなければならない。

(4) 女性に対する暴力との闘争

先の連立協定の第2の柱である「女性に対する暴力」をなくす国民的アクション・プログラムの策定についていえば、1999年12月1日に、「女性に対する暴力と闘うための連邦政府のアクションプラン (Aktionsplan der Bundesregierung zur Bekämpfung von Gewalt gegen Frauen)」が策定され、2007年12月にはメルケル政権(2005年~)のもとで「第2次アクショ

ンプラン (Aktionsplan der Bundesregierung zur Bekämpfung von Gewalt gegen Frauen)」が策定されている。またその間に、平等政策のための資料として、パンフレット『女性に対する暴力と闘うための連邦政府のアクションプランの実施(Umsetzung des Aktionsplans der Bundesregierung zur Bekampfung von Gewalt gegen Frauen)』(2004年)が作成されている。

その具体的な対策として、2001年には「暴力行為及びストーカー行為における民事裁判上の保護の改善ならびに別居の際の婚姻生活住居の引渡しを容易ならしめるための法律(暴力保護法)」(Bundesgesetzblatt Jahrgang 2001 Teil I Nr. 67. なお、その法案の経緯と邦訳は戸田典子2001、また本法律の一部の邦訳および成立経緯については、齋藤純子2007b参照)が制定され、さらにその後2007年3月22日には「執拗なストーキングを処罰できるための法律(Gesetz zur Strafbarkeit beharrlicher Nachstellungen)」(Bundesgesetzblatt Jahrgang 2007 Teil I Nr. 11. 邦訳は、齋藤純子2007b、参照)が制定されている。ちなみに、日本では2000年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されている。

EU では、すでに 1980 年代から女性に対する暴力問題は検討されてきた、ヨーロッパ議会は、 1986年6月に「女性に対する暴力に関する決議 (Resolution of 11 June 1986 on violence against women)」(OJC 176, 14 July 1986, pp.73-83), 1993 年には「ポルノグラフィーに関す る決議」(OJC 20, 24 January 1994), 1994年に「女性の自由と基本的権利の侵害に関する決議」 (OJC 205, 25 July 1994, pp.489-492) などを行なってきた. また 1997 年 7 月 16 日に出された 女性の権利委員会「女性に対する暴力のゼロ・トレランスのための EU におけるキャンペーンを 確立するための必要性に関するレポート」(Committee on Women's Rights: Report on the need to establish a European Union wide campaign for zero tolerance of violence against women, A4-0250/97) にもとづいて、同年9月にヨーロッパ議会は「女性に対する暴力のゼロ・トレラ ンスのための EU におけるキャンペーンを確立するための必要性に関する決議 (Resolution on the need to establish a European Union wide campaign for zero tolerance of violence against women)」(A4-0250/1997) を行なっている. その後 EU では、子ども・青少年・女性に対する 暴力に立ち向かうプログラムとして,1997 年から 1999 年まで「DAPHNE イニシアティブ・プ ロジェクト」, 2000 年から 2003 年まで「DAPHNE プログラム」, さらに 2004 年から 2008 年ま プログラム」が実施されている (2003年までの DAPHNE の状況については, European Commission: The Daphne experience 1997-2003, 2005 参照).

こうした動きの中で、ドイツでも「女性に対する暴力と闘うための連邦政府のアクションプラン」が策定された。その「アクションプラン」によれば、ドイツではそれまではタブーであった女性に対する日常的な暴力が、1975年の国際女性年以来テーマとされるようになり、1976年にドイツ最初の「女性の家」が連邦政府およびベルリン州政府のモデルプロジェクトとして設立された。80・90年代になるとドメスティック・バイオレンス(die häusliche Gewalt)以外にも、女性に対する性的暴力、女子と男子に対する性的虐待、職場におけるセクシュアル・ハラスメン

ドイツにおける男女平等・ジェンダー・メインストリーミング政策の展開と男子援助活動 (その2)

ト, 買春ツアー, 女性の人身売買, 高齢者・障害者・外国人女性に対する暴力などが視野に入ってきた.

そして、この間の調査研究とモデルプロジェクトから得られた認識にもとづいて、刑法の分野で暴力の犠牲者のために法改正がなされてきた。例えば、1986 年 12 月 18 日に最初の「犠牲者保護法 (Opferschutzgesetz)」が制定され、1994 年の第 2 次男女同権法において、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントから就業者を保護する法律」が制定されている (第 3 章の(2)、参照)。

しかし、「アクションプラン」によれば、連邦政府のこれまでの措置は、DV やセクハラ、性 犯罪といった個々の領域に関わるものであり、したがって点状の改善でしかなく、長期的な戦略 をもっていなかった。そこでこの「アクションプラン」では、「包括的な全体構想」が暴力との 闘いの全領域にわたり構想され、構造的な変革が目指されている。この構想の重点は、防止、

法、研究所とプロジェクトの協力、援助提供物のネットワーク化、加害者援助活動、専門家と世間の敏感化、国際的協力の7つである。

「暴力防止法」の制定はこの の重点課題に応じたものであるが、週刊誌 『シュピーゲル Spiegel』 2000 年 2 月 21 号に掲載された Cordula Meyer の記事 「殺人に至る心理テロル Psychoterror bis zum Mord」の記事をきっかけに、ストーキングがマスコミの注目を集め、法制定に至ったという (齋藤純子 2007b).

(5) GM の受容とその実施

すでに述べたように、連邦政府は 1999 年 6 月の閣議決定で男女平等を国家の一貫した指導原理とし、この任務を GM 戦略によって促進することを決定して以降、GM 戦略をさまざまな領域へとガイドラインという形で導入していく、またそれと並行して、GM を広めていくために、GM に関する理論的文書も出していく、

「ジェンダー・メインストリーミング実施のための諸省間作業グループ」の設置と「連邦 諸省の共通業務規定」

まず、先の『プログラム「女性と職業」』にもとづいて、2000年5月24日には、家族・高齢者・女性・青少年省の権限のもとに、「ジェンダー・メインストリーミング実施のための諸省間作業グループ (die Interministerielle Arbeitsgruppe "Gender Mainstreaming": IMAGM)」がつくられる。その作業グループの目的は、「ジェンダー・メインストリーミング・アプローチを連邦政府の政策へと導入し実行するための計画を展開すること」 (BMFSFJ 2000, なお Drogand- Strud 2001: S.26, も参照) であった。

Schweikert (2002: S.89-94) は、この作業グループの 2001 年までの取り組みを 3 段階に分けている。第 1 段階は、IMAGM の設立である。この諸省間作業グループの最初の会合で、外部の専門家の支援を受けて、以下の 3 つのアスペクトが伝達されたという。1 つは、アクティブな

男女平等政策は、法的・道徳的に必要であるばかりでなく、政策的・経済的にもメリットが期待されること、である。第2に、ジェンダー・メインストリーミング原理にもとづいた決定過程がつねに原理的に問題になるのは、ある企画(法律、プログラム、研究プロジェクト、支援措置、行政内部の措置ならびに職員養成等)が人間、すなわち女性と男性に関わるときであり、この検討過程がシステムとしてうまくいくことが決定的だということである。第3に、ジェンダー・メインストリーミングとこれまでの男女平等・女性支援政策との関係が「二重戦略」として位置づけられる。すなわち、「ジェンダー・メインストリーミングはこれまで目指されてきた女性支援の必要性に取って代わるものではなくて、はっきりと特有な女性支援措置を補完するものとして理解され、実施されねばならない」(ibid., S.93).

第2段階は、ヨーロッパ諸国と国内の諸州での経験を学習する段階である. IMAGM の第2回会合 (2000年10月)では、専門家の参加の下で、スウェーデンとオランダ、またドイツ国内ではザクセン・アンハルト州とニーダーザクセン州での実施経験が検討された。ドイツ国内で言えば、両州ともに、ジェンダー・メインストリーミング実施の内閣決定を下して、最初の措置を導入している。ニーダーザクセン州は、内閣がジェンダー・メインストリーミングの研修を受けた最初の州であり、ジェンダー・メインストリーミング・アプローチがパイロット・プロジェクトに基づいて試行され、州行政の職員のための研修プログラムが開発されている。また、ザクセン・アンハルト州では、内閣提出の法案がジェンダー・メインストリーミング原理に基づいて検討されてきた。また 2001年7月には、最初のジェンダー研究所 (GISA: Gender Institut Sachsen-Anhalt) が設立されている。

こうした経験の学習から、IMAGM は長期計画や政府の任期期間内での中・短期的な実施などに関する具体的な作業申し合わせが決められた。長期目標は、「連邦政府のすべての部局におけるすべての種類の政策・行政的行為のための基準カタログとチェックリストの合意に基づいた作成」(ibid., S. 99)であり、またこの任期内の実施のために、各部局は少なくともジェンダー・メインストリーミング・アプローチに基づいたプロジェクトを1つ実施して基準カタログ作成の経験を得ることなどが義務付けられた。さらに、すべての省において、ジェンダー・メインストリーミングを導入し実施するための研修の開催を部局の自己責任で行なうことが申し合わされた。第3段階は、パイロット・プログラムを確定し、最初の研修措置を行なう段階である。2001

年夏までには、すべての省において、パイロット・プロジェクトが確定されその実施が始まっている。家族・高齢者・女性・青少年省 (BMFSFJ) では5つのプロジェクトが行なわれた。すなわち、 ジェンダー・メインストリーミングの視点の下での省内の職員開発の構想、 研究企画を構想し実行する際などに、研究プロジェクトそのものや研究施設に関してジェンダー特有のアスペクトを一貫して注目するプロジェクト、 高齢者援助構造法に基づいて、本法の男女への影響という問題設定の下で、予想される法の結果の評価を行なうプロジェクト、 連邦内閣府と協力して、ジェンダー・メインストリーミング・アプローチに基づいて内閣の法案を作成するためのチェックリストを作り上げるプロジェクト、 子ども・青少年プランで支援される機関が省

と同調して子ども・青少年援助においてジェンダー・メインストリーミング構想を実施するため の実践的な道具を開発するプロジェクト、である.

他の部局のプロジェクトとしては、次のようなものがあった.外務省では、人道援助領域で措置をするためのジェンダー特有の出発条件と影響が検討され、ジェンダー・アスペクトが検討点として法部門の作業へと取り上げられた.教育研究省 (BMBF) のプログラム「教育におけるあらたなメディア」では、女性と男性の異なる要求と視角が検討された.財務省 (BMF) では、家族支援のための税政策上の企画がジェンダー・メインストリーミング・アスペクトのもとで作られた.健康省 (BMG) では、子ども・青少年の健康における予防措置を構想するためにジェンダー・メインストリーミング・アプローチが利用された.環境省 (BMU) では、放射線保護(放射線保護規定、放射線保護法) における立法手続きの領域で、ジェンダー・メインストリーミング・アプローチが連邦・州プログラム「社会的な都市」で試行された.

「連邦諸省の共通業務規定」の改正

ところで、先の内閣決定の執行にあたって、2000年7月26日に「連邦諸省の共通業務規定 Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien GGO」が改正された。その第2条「女性と男性の平等」で、このアプローチを連邦政府のすべての政治・規則制定・行政上の措置にわたって注意を払うことが、すべての部局に義務づけられた。すなわち、そこでは「女性と男性の平等は、一貫した指導原理であり、連邦省がその領域におけるすべての政策・規範形成・管理の措置をする際に、促進されねばならない(ジェンダー・メインストリーミング)」とされたのである(なお「連邦諸省の共通業務規定」の翻訳は、古賀豪2002、参照).

この GGO の手引書『GGO 第 2 条の手引書 「法規定を準備する際のジェンダー・メインストリーミング」』 (BMFSFJ (Hrg.): Arbeitshilfe zu § 2 GGO: "Gender Mainstreaming bei der Vorbereitung von Rechtsvorschriften". 2005) のなかで、男女平等とその政策について、次のように述べられている.

平等とは,

- ・女性と男性が等しく自己決定的な生活を送れるようにすることを意味する. 平等政策はどのように男女が生きるべきかを予め定めるものではない.
- ・誰もステレオタイプな「男性」観や「女性」観に適応するように強制されてはならないことを意味する.性やジェンダー役割に原則的にいかなる利益も不利益も結び付けられてはならない.ある性にとってより高い負担やその他の不利益になるような役割配分は、国家の措置によって固定されてはならない.典型的にある性が被る実際上の不利益は、優遇規制によって埋め合わせられてよい.

それゆえ平等政策的な目標は.

・不利益 (差別) の廃止

- ・平等な関与 (参加)
- ・両性が伝統的な役割モデルから自由に、自己決定的な生活をすること、である. 女性と男性の平等は、ジェンダーに公正な言語によって表現されねばならない(S.11).

「ジェンダー・メインストリーミングに関する基本文書」(BMFSFJ, 2000)

連邦高齢者・家族・女性・青少年省 (BMFSFJ) は GM の基本理念を明らかにするために、「ジェンダー・メインストリーミングに関する基本文書 (Grundpapier zu Gender Mainstreaming)」 (http://www.desy.de/betriebsrat/gender.pdf) を出している.

まず GM の定義については、多数の議論と異なる定義があるなかでも、一致した要素があるとして、以下のように述べている。

- ・目標規定 目標は男女の平等である、すなわち、法律上の平等を超えて、女性と男性が 事実上政治的・社会的・経済的な過程への平等な参加を達成することが重要である。
- ・方法 —— ジェンダー・メインストリーミングは女性と男性の平等を達成するための 1 つの 戦略である.
- ・テーマと関係者 Akteur の拡大 ―― メインストリーミングとは関係者の領域における移動を意味する. それは、政治的な決定過程に参加するすべての関係者が、ジェンダーに関連したジェンダー差異的な見方を持ち込む、しかもその見方をすべての決定に関してかつすべてのレベルにおいて ―― 計画から措置の検討に至るまで持ち込むことを意味する. (S.1) その上で、GM は次のように定義されている.

ジェンダー・メインストリーミングは、ジェンダー視点を政策全体へと取り入れる過程と手続を意味する。これは、政治的決定過程を展開し、組織し評価する際、あらゆる政治領域においておよびすべてのレベルで、男女の出発条件と男女への効果を考慮して、女性と男性の実際上の平等の目標を実現しようと手を尽すことを意味する。この過程は政治的決定過程に関与しているすべての所管と組織のノーマルな行為モデルの構成要素となるべきである。Gender Mainstreaming bezeichnet den Prozess und die Vorgehensweise, die Geschlechterperspektive in die Gesamtpolitik aufzunehmen. Dies bedeutet, die Entwicklung, Organisation und Evaluierung von politischen Entscheidungsprozessen und Maßnahmen so zu betreiben, dass in jedem Politikbereich und auf allen Ebenen die Ausgangsbedingungen und Auswirkungen auf die Geschlechter berücksichtigt werden, um auf das Ziel einer tatsächlichen Gleichstellung von Frauen und Männern hinwirken zu können. Dieser Prozess soll Bestandteil des normalen Handlungsmusters aller Ressorts und Organisationen werden, die an politischen Entscheidungsprozessen beteiligt sind.

この定義は、ヨーロッパ評議会 (CE) での「ジェンダー・メインストリーミングの構想上の枠組、方法論および良き実践の提示、メインストリーミングに関する専門家グループの活動最終レポート Gender mainstreaming Conceptual framework, methodology and presentation of

good practices. Final report of activities of the Group of Specialists on Mainstreaming」 (第1章の(3)参照) の GM 定義に合致するものだとされている. しかし、CE の最終レポート と重要な違いが見られる. 最終レポートでは「ジェンダー平等視点 (a gender equality perspective」となっているのに、ここでは「ジェンダー視点」とされて、「平等」という言葉が消えている点である. 先の目標規定にも「男女の平等」ということが挙げられていることからいえば、両者はイコールだとも言えないことはないが、少々不可思議ではある.

なお、このレポートのオリジナルは 1998 年 3 月に出たフランス語版の "L'approche intégrée de l'égalité entre les femmes et les hommes. Cadre conceptuel, méthodologie et présentation des,, bonnes pratiques' で、その後 98 年 6 月にドイツ語版が出されたが、そこでは大きな誤訳があった.このことが、ドイツにおけるジェンダー・メインストリーミングの目標・内容に関する曖昧さを生み出したとされている(Krell/Mückenberger/Tondorf 2001, Enggruber 2001, S. 21ff, Krell, Gertraude/Mückenberger, Ulrich/Tondorf, Karin: Gender Mainstreaming: Chancengleichheit (nicht nur) für Politik und Verwaltung. S.100).まずオリジナルのフランス語原文は以下のようになっている.

L'approche intégrée consiste en la (ré) organisation, l'amélioration, l'évolution et l'évaluation des processus de prise de decision, aux fins d'incorporer la perspective de l'égalité entre les femmes et les homes dans tous les domains et tous les niveaux par les acteurs généralement impliqués dans la mise en place des politiques.

統合的アプローチ [フランスでは gender mainstreaming をこう呼んでいる —— 引用者] は、女性と男性間の平等という視点を、通例政策の立案に参加する行為者によって、すべての領域とすべてのレベルへと組み入れるために、決定過程を (再) 組織し、改善し、展開し評価することからなる。

その誤訳は以下のようなものであった.

ジェンダー・メインストリーミングは、ジェンダー特有の見方を政策決定過程に参加するすべて行為者によって、すべてのレベルにおいて、そしてすべての段階において、すべての政策構想へと取り入れるという目標をもって、基本 [政策] 過程を (再) 組織し、改良し、開発・評価することである。Gender Mainstreaming ist die (Re-) Organisation, Verbesserung, Entwicklung und Evaluierung grundsätzlicher [grundsatzpolitischer] Prozesse, mit dem Ziel, eine geschlechterspezifische Sichtweise in alle politischen Konzepte auf allen Ebenen und in allen Phasen durch alle an politischen Entscheidungsprozessen beteiligten Akteure einzubringen. (Europarat 1998)

* Krell/Muckenberger/Tondorf 2001 と Tondorf, Karin: Gender Mainstreaming とでドイツ語訳が微妙に違い, [] 内は後者のものである.

つまり,第1に「ジェンダー平等の視点」が「ジェンダー特有の見方」と誤訳されたことによって,ジェンダー・メインストリーミングのめざす平等という目標が曖昧にされた.第2に,「ジェ

ンダー特有の見方」とされることで、ジェンダーの特殊性が容認され固定されるおそれがあった。 その結果、ジェンダー関係の変革という視点が曖昧にされたのである。

この誤訳に対して、Krell/Mückenberger/Tondorf (2001) は自分たちの正訳を対置させている。それは以下のようなものである。

ジェンダー・メインストリーミングとは、ジェンダー平等の視角が通常政策立案に関係している行為者によって、すべてのレベルにおいて、そしてすべての段階において、すべての政策に取り入れられるように、決定プロセスを(再)組織し、改良し、開発・評価することである.

Gender Mainstreaming besteht in der (Re-) Organisation, Verbesserung, Entwicklung und Evaluierung der Entscheidungsprozesse, mit dem Ziel, dass die an politischer Gestaltung beteiligten AkteurInnen den Blickwinkel der Gleichstellung zwischen Frauen und Männern in allen Bereichen und auf allen Ebenen einnehmen.

次に、「基本文書」では、これまでの女性支援政策と GM との違いと両者の関係について、次のように述べられている。

特有の女性支援政策とジェンダー・メインストリーミングは同一の目標,すなわち,女性と 男性の平等を達成するための2つの異なる戦略である.2つの戦略は,この目標の達成のため に必要であり、相互に補完しあう.両者は相互に取って代わることができないものである(2).

2つの政策の間の主要な違いは、関与する関係者と構想上の出発点とにある。これまでの女性支援政策ないしは平等政策は、男女の不平等に関わる具体的な問題から出発する。平等政策を管轄している特定の組織単位を介して、この具体的な問題の解決がなされる。これに対してジェンダー・メインストリーミングはすべての政治的決定に、また一目ではジェンダー特有の問題内容を含まないように思える政治的決定にも関わる。すべてのこうした措置は、ジェンダーに関連したパースペクティブのもとで考察される、すなわち、男女のひょっとしたら異なる出発条件あるいは措置が男女に及ぼす効果が問いだたされ、追究されねばならないのである(S.2)。

最後に、GM を実現するのに重要な、「ジェンダー・メインストリーミング過程の基本点 Eckpunkte」として、次の点を挙げている。

- ・「大目標の明確な規定 ―― ジェンダー・メインストリーミングはすべての社会的・政治的・経済的領域において男女の公正で平等な参加をつくり出すことに義務を負っている. 平等政策のこの戦略は、女性の権利を人権として承認し実現することに役立ち、社会的公正をつくり出すことに貢献する」(S.7).
- ・「ジェンダー中立的な政策という理解からの訣別 すべての生活領域には、女性と男性の生活現実の違いがある。それゆえ、ジェンダー中立的な決定から出発することは、誤りであり、たいていは男性的に刻印された見方・やり方を自明なものとして受け入れることであるが、このことは同権を打ち立てるという目標と矛盾する。男女間の違いはそれゆえ、政治的決定の分析・計画・実行・評価においてテーマとされ透明にされねばならない」。

ドイツにおける男女平等・ジェンダー・メインストリーミング政策の展開と男子援助活動 (その2)

- ・行政と政治において女性の割合を高めることの必要性 ―― ジェンダーの公正とジェンダー・メインストリーミングを成功裏に行い実現することのためには、女性と男性がすべてのレベルで政策の形成に対して等しく影響を及ぼすことが必要である。このことは、すべての階層レベルにおいて、とくに決定・指導ポジションにおいて女性の割合を高めるための女性支援措置を必要とする」.
- ・「二重戦略の追求 すべての所轄の横断的・共同的課題としてのジェンダー・メインストリーミングは、これまでの平等政策を補完する。メインストリーミングはそこでは特有の女性支援政策を知・協力の基礎として当てにしている。意図的な女性支援措置は、女性の特定の不利益にすばやくかつ効果的に対処しうるために、またこうしてジェンダー・メインストリーミング構想の実施のための諸前提を改良するために必要である」。
- ・「リソースの必要――機会平等を創り出すために必要な両戦略の補完的関係から、ジェンダー・メインストリーミング・アプローチの実施が財政的・個人的なリソースを削減するものではないことがわかる.この政策の成功のためには、予算項目の拡大だけではなく、これまで平等の問題と取り組んでこなかった人々の協力が必要である」(7-8).
- ・「最高レベルの明確な政治的意志と積極的関与 ―― ジェンダー・メインストリーミング・アプローチの政治的意志表明は明確にそして最高の地位によってはっきりと表明されなければならない (トップダウン・アプローチ)」(S.8).
- ・「明確な責任と権限の指示」.
- ・「ジェンダー・メインストリーミング過程の指導部に近いところでの定着」.
- ・「協働の協力構造と革新的な形態との展開」(S.9).
- ・「内容・時間的な基準をもった共通の作業構想を作り出すこと」.
- ・「意識形成と研修とをつうじてコンピテンスと専門知識を伝達すること」(S.10).
- ・「すべての専門領域におけるジェンダー特有な違いに関する研究作業と統計」 —— EU 雇用 政策上のガイドライン No.19.
- ・「ジェンダー・メインストリーミング過程に同行し評価するための統制メカニズム」.

「平等政策における新たな戦略 ―― ジェンダー・メインストリーミング構想」 (2000 年 12月)

そして 2000 年 12 月 26 日の BMFSFJ「平等政策における新たな戦略 ―― ジェンダー・メインストリーミング構想. 平等政策における新たなキー概念 BMFSFJ: Neue Strategien in der Gleichstellungspolitik-Gender Mainstreaming-Konzept. Der neue Schlüsselbegriff in der Gleichstellungspolitik」(http://www.bmfsfj.de/Politikbereiche/gleichstellung,did=2980.html)で、連邦政府の努力として、「ジェンダー・メインストリーミングを連邦政府の執務規定に定着させること」「連邦家族・高齢者・女性・青少年省内に各省相互の作業グループを設け指導レベルとすること」「基準カタログを作って、連邦政府の今行われている作業や措置計画においてジェ

ンダー特有の諸問題を強く考慮するようにすること」が挙げられている.

またこれまでの女性政策との関連については、次のような重要な指摘がなされている。すなわち、「特有の女性支援政策とジェンダー・メインストリーミングは、同一の目標である、女性と男性の平等を達成するための、2つの相補い合う戦略である」こと、「これまでの女子支援・平等化政策は、女性の生活状況に定位した具体的な問題設定から出発して、この具体的な問題を解決する」のに対して、「ジェンダー・メインストリーミングはあらゆる政治的決定、一見するとジェンダー特有の問題内容を含んでいないような決定にも関わっている」こと。

その上で、「ジェンダー・メインストリーミング」概念がを次のように定義されている。

ジェンダー・メインストリーミング概念は、ジェンダー視点(die Geschlechterperspektive)を政策全体へと取り入れる過程と処置を特徴付ける。これは、決定過程と措置を展開し組織し評価する際に、あらゆる政治領域およびあらゆるレベルで、ジェンダーへの出発条件および効果を考慮して、実際上の男女平等の目標(das Ziel einer tatsachlichen Gleichstellung von Frauen und Männern)に作用を及ぼすことができるようにすることを意味する。この過程は、政治的決定過程に関与するあらゆる管轄と組織のノーマルな行動モデル構成要素になるべきである。

この定義は、先の基本文書とほぼ同じ内容であり、ここでも「ジェンダー視点」が採用されている.

子ども・青少年プランのガイドライン (2000年12月) の作成

子ども・青少年援助政策に関しても、BMFSFJ は 2000 年 12 月 19 日には、「連邦の子ども・
青少年プランのガイドライン(Richtlinien v.19.12.00、Kinder-und Jugendplan des Bundes:
KJP)」(http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/RedaktionBMFSFJ/Abteilung5/Pdf-Anlagen/richtlinien2000,property=pdf,bereich=,sprache=de,rwb=true.pdf)を出している。すでに 98 年の連合協定「出発と革新 21 世紀へのドイツの道」で、連邦子ども・青少年プランが「連邦の一つの重要な促進手段」として位置づけられ、重要課題として、「(子ども・青少年の)政治的参加の促進」、「女子援助活動と解放的青少年援助活動」、「モデル企画による青少年援助と学校の協力の強化」などが挙げられていた。

このガイドラインでは、子ども・青少年援助政策においても GM 政策を首尾一貫した指導原則として位置づけることが明確にされている。すなわち、「女子と男子の平等が一貫した指導原則として促進される(ジェンダー・メインストリーミング)こと」が目指されているのである。また「特別な意味をもった任務」の一つとして、「女子・若年女性と男子・若年男性の特有な関心事を考慮して、彼らの生活状況を改善すること、ならびにジェンダー特有の不利益をなくすことは、あらゆる措置の際に、とくに注意されねばならない。女性が本務専門職の職場に配置され促進される際には、適切に代表されていることが目指されねばならない」ことが挙げられている。そしてこの実施のために BMFSFJ はこう述べている。「ジェンダー・メインストリーミングは、女

性・女子ならびに男性・男子の関心事と経験を措置の計画、執行、監視、評価へと含めいれる子ども・青少年政策の戦略である。これにもとづいて、ジェンダー・メインストリーミングは、伝統的な認知モデルや行動様式と続いて支配しているジェンダー役割を変えるのに役立つことになる」(Brief des Budesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, Abteilung Kinder- und Jugend vom 04.02.2002 an die aus Mitten des Kinder- und Jugendplans des Bundes geforderten Trager. Regina Rauw 2003: S.254 より引用)と、

なお,2001年6月22日の,社会民主党と緑の党の,「将来を作る一子どもと青少年を強化する (Zukunft gestalten-Kinder und Jugendliche starken)」というテーマでの国会審議での質問でも,この KJP ガイドラインが引き合いに出されている.

「連邦政府は、ジェンダー・メインストリーミングを青少年政策のプログラムと行為分野において実行するために、どのような措置をとってきたのか?」という社会民主党・緑の党の質問に対して、連邦政府は次のように答弁している。すなわち、

このガイドラインは、ジェンダー・メインストリーミングのうちに定式化された平等の任務を独自なアプローチ(独自な支援プログラム)としても、また横断的課題という意味での戦略としても定めている。女子と男子、若年女性と若年男性特有の利害関係(Belange)を考慮すること、ある措置の両性への異なる影響、両性の参加の際の同数性(die Parität)ならびに、青少年分野における指導任務を引き受けるように女子・若年女性を支援することは、両性の平等が実現されていない限りで、今や連邦の子ども・青少年プランの枠内におけるあらゆる措置の際には、特別な意義を持った任務とみなされねばならない」(Deutscher Bundestag、Drucksache 14/6415、S.163. なお Werthmanns- Reppekus 2004; S.55 も参照).

以上のガイドライン関連文書から次のことが確認できよう。第1に、女子と男子の平等の促進が青少年援助においても首尾一貫した指導原則として位置づけられている。第2に、「女子・若年女性と男子・若年男性の特有な関心事を考慮して、彼らの生活状況を改善することならびに、ジェンダー特有の不利益をなくすこと」が引き続き重視されねばならない。すなわち、GMでは横断的課題ばかりではなく、男子援助活動や女子援助活動といった独自な支援プログラムも必要である。「女子と男子、若年女性と若年男性特有の利害関係(Belange)を考慮すること、ある措置の両性への異なる影響、両性の参加の際の同数性(die Parität)ならびに、青少年分野における指導任務を引き受けるように女子・若年女性を支援すること」が、両性の平等が実現されていない限り、連邦の子ども・青少年プランの枠内におけるあらゆる措置の際には、特別な意義を持った任務でありつづけるのである。そして、第3に、GMは「伝統的な認知モデルや行

動様式と、続いて支配しているジェンダー役割を変える」のに役立つものだということである。

ジェンダー・コンピテンス・センター (Genterkompetenz Zentrum) の設立

2002 年 10 月 16 日に社会民主党と同盟 90 / 緑の党とは 4 年間の政権のための連立協定を結ぶ、それが「連立協定 2002-2006 革新 公正 持続性. 経済的に強固で、社会的およびエコロジー的なドイツのために、生き生きした民主主義のために(Koalitionsvertrag 2002-2006: Erneuerung-Gerechtigikeit- Nachhaltigkeit. Fur ein wirtschaftlich starkes, soziales und ökologisches Deutschland. Für eine lebendige Demokratie)」http://www.psychotherapeutenkammer-berlin. de/aktuelles/17-10-02Koalitionsvertrag.pdf)である。その構成は以下のようになっている。「 . 前文」「 . もっと多くの雇用、強い経済および堅実な財政」「 . 東 (ドイツ)の再建」「 . 子ども好きの国および万人のためのよりよき教育」「 . エコロジー的現代化と消費者保護」「 . 連帯のある政治と社会国家の革新」「 . 女性と男性の平等」「 . 安全、寛容および民主主義」「 . 公正なグローバル化 ヨーロッパと世界の中のドイツ」「 . 諸政党の協力」. ちなみに「女性と男性の平等」の部分は、表紙・目次を除いた 80 ページのうちのたった 3 ページである.

その第7章「女性と男性の平等」は、「女性と男性の平等」という社会的改革プロジェクトを継続し、リスボン・ヨーロッパ理事会 2000 年 3 月 23-24 日の決議(Presidency Conclusions Lisbon European Council 23 and 24 March 2000 (http://ue.eu.int/ueDocs/cms_Data/docs/pressdata/en/ec/00100-r1.en0.htm)で合意した、女性就業者を 2010 年までに 60%以上に引き上げるという目標を堅持するとした上で、大きく 「労働界における女性」、「女性の暴力からの保護」、「女性の権利と人権」、「健康領域と行政におけるジェンダー・メインストリーミング」という 4 つの項目について述べている。重要な点だけを挙げれば、では、「同一価値労働同一賃金」の原則を実施すること、2005 年までに IT 職業の学生・職業教育学生の女性の比率を 40%にまで高めることが謳われ、では、前任期では被害者の市民法的な保護が前景に出ていたが、今後は労働法や刑法上の保護を改善することが挙げられている。では性器切除の追放、女性売買との闘いが重視され、最後ので、「ジェンダー・コンピテンス・センター」の創設と、連邦政府の諸委員会の女性割合を高めるための「連邦委員会構成法 (Bundesgremienbesetzungsgesetz)」の改正が目指されている。

前者のセンター創設に関して次のように書かれている.

ジェンダー・メインストリーミングは、基本法第3条の実施の方法として、連邦政府のすべての管轄において持続的に定着されねばならない、ジェンダー的な予算づくりはこの戦略の一部である。われわれは、ジェンダー・メインストリーミングのすべての政策領域への導入を支援し、研究を興し、知を束ね専門家を養成するジェンダー・コンピテンス・センターを設立する。このセンターは、2003年秋にフンボルト大学に、家族・高齢者・女性・青少年省の財政支援を受けた「ジェンダー・コンピテンス・センター」として開設される。すでにドイツ統一前の

1989 年に、フンボルト大学に女性学研究センターが設立されていた(上野・田中・前 1993: 107)こともあるが、このセンターの設立にはもう 1 つの背景があった(http://www.genderkompetenz.info/zentrum/). それは、2001年2月以来、連邦省間の作業グループ(IMA)に助言する学問的同行追跡の仕事が行われてきたことである.そこでは、Susanne Baer や Enders-Dragässer らが「社会科学女性研究協会(GSF e.V.)」の指導下で研究を行っていた.さらに、フンボルト大学では 2003年始めに、「女性・ジェンダー研究センター(das Frauen-und Geschlechterforschungszentrum)」から「学際的ジェンダー研究センター(das Zentrum für transdisziplinäre Geschlechterforschung)」へと衣替えし、ここに、ジェンダー・コンピテンス・センターが設立されたのである.

このセンターの基本目標は、第1に、「研究から得た平等に重要な諸認識を収集し、体系化し、ウェブサイト、専門会議で、専門用語で、そして連邦諸省に対する戦略的な助言というかたちで提示する」ことであり、第2に、「ジェンダー・コンピテンスに基づいて平等志向的な行動を可能にすることである」。そのためにジェンダー・コンピテンス・センターは行政や政治、さらにまた経済や団体あるいは学問的な施設とアドバイザーにアドバイスを行う。

なお、このジェンダー・コンピテンス・センターの開設記念行事 (2003 年 10 月 27 日) で、当時の BMFAFJ 大臣 Renate Schmidt が挨拶している. 彼女の挨拶 (Schmidt 2003) は、シュレーダー政権が GM に何を期待しているかを明確に示しており、また GM をめぐる論争点をいくつか浮き彫りにしている点で、きわめて興味深いものである. この発言については、第5章であらためて取り上げ、検討する.

(6) メルケル政権下での GM 政策

キリスト教民主同盟 (CDU), キリスト教社会同盟 (CSU) とドイツ社会民主党 (SPD) の連合協定での男女平等政策 (2005年)

その後、2005年の総選挙でCDUが勝利し、今日までCDU、CDSとSPDの大連立政権が続いている(メルケル政権). その際に取り結ばれた協定書、「ドイツのために共同して. 勇気と人間性をもって. CDU、CDSとSPDの連立協定 (Gemeisam für Deutschland. Mit Mut und Menschlichkeit)」(2005年11月11日)の第6章「家族に優しい社会」の一部で男女平等政策が少しだけ展開されている. この章は、「1. 家族のよりよいインフラ」「2. 家族に優しい労働条件」「3. 財政支援」「4. 子どもの権利(Kindschaftsrecht)」「5. 平等・女性政策」「6. 青少年」「7. 高齢者」「8. 市民社会の強化」から構成され、「5. 平等・女性政策」は章全体18ページのうちほぼ2ページを占めているだけである.

さて、「5. 平等・女性政策」は、「労働市場における平等な機会」、「女性に対する暴力 撲滅の闘い」、「匿名出産の法的保障」、「遅い時期の中絶」からなる。では、「われわれ は、男性と女性が等しく社会的に保障され、生存を保障する就業に従事できるようにしたい」、 「女性の就業率はヨーロッパの基準値に合わせて60%以上に高める(リスボン・ヨーロッパ理事 会 2000 年 3 月 23-24 日の決議で、2010 年までに 60%にすることが決められていた —— 引用者)」、「われわれは、『同一労働・同一価値労働同一賃金』の原則をヨーロッパの義務に応じて実現するという目標をさらに追求する」などが挙げられている。 では、人身売買犠牲者の性的搾取に対する刑罰規定の効果を検討し場合によっては改正すること、また人身売買と強制売春に対する更なる措置をとること、売春法を検討し、場合によっては改正すること、「女性に対する暴力撲滅の闘い」を進め、「暴力防止法」を評価し、場合によっては改正すること、が挙げられている。

では、匿名の出産の経験を評価し、必要ならば、法的規制をするとされている。 では、連邦憲法裁判所が1992年(これは1993年5月28日判決の間違いかと思われる — 筆者、なお第3章(3)参照)に立法者に妊娠中絶法に関して下した判決での観察義務および場合によっての修正義務に従い、こうした状況が遅い時期の中絶で改善されうるのかどうか、そして場合によってはどのようにしたら改善されうるかを検討するとしている。

この協定書では、男女平等政策が家族政策の一環に組み込まれているのが特徴的である.これは、よくも悪くもメルケル政権の女性政策に対する基本的態度を示している.「よい」側面とは、メルケル政権下での社会的保育の推進(EU の方針に促された面にあるにせよ)という側面である.「悪い」側面とは、この連合協定に「ジェンダー・メインストリーミング」という言葉が一言も出てきていないこと —— これが第2の特徴だが —— に象徴されるように、男女平等政策が家族政策へと矮小化されていることである.

なおストーカー問題については、第8章「市民のための安全」において、前政権の社会民主党と緑の党の方針を受け継ぎ、「被害者の生活を決定的に侵害する執拗な付きまとい(ストーキング)」を独立した犯罪構成要件として定め処罰可能とすることが明記されている。これは、すでに見たように、「執拗なストーキングを処罰できるための法律」として結実する。

家族・育児政策について

すでに統一後のドイツの育児政策については、第3章の(3)で触れたが、2006年には、さらに改正が行なわれて、「2006年12月5日の親手当および親時間に関する法律(連邦親手当および親時間法)(Gestz zum Elterngeld und zur Elternzeit (Bundeselterngeld- und Elternzeitgesetz-BEEG) vom 5. Dezember 2006)」(BGBL. S.2748ff. 邦訳齋藤純子 2007a 参照)が 2006年12月11日に公布され、2007年1月1日から施行されている。今では母親と父親は同時に子どもの生後3年まで「親時間(Elternzeit)」を請求することができることになった。またそのうちの1年は、子どもの第3誕生日と第8誕生日との間の時期に変えることもできる。さらに、親時間期間中、両親は15人以上の就業者の企業では、経営上の理由と対立しない限りで、週30時間まで働いてよいことになった。この新たな法律によって、第1に、親は家族内での任務分担を行う際により多くの可能性が与えられるとともに、第2に、親時間中の所得保障が以前よりも増すことになった。

しかし、法的には育児のための親時間がしだいに整備されてきているとしても、3歳以下の子

どもの社会的保育がドイツではことのほか遅れている.ジェンダー・メインストリーミングのもとで、女性の社会進出と男性の育児参加を保証し促進するためには、3歳以下の子どもの社会的保育の整備が、年金問題、失業手当問題、職業教育問題などと並んで、大きな課題となっている.これまでドイツでは、3歳以上の幼稚園教育については、後述するように、すべての子どもが通えるようになった.しかし、3歳以下の子どもの世話は基本的に親の教育権という名の下で親(ほとんど母親)の責任にされており、とりわけ旧西ドイツでは今でも社会的保育はたち遅れている.

たしかに、2005年には「昼間保育の質を高め必要に応じた拡充ならびに子ども・青少年援助のさらなる発展に関する法律(昼間保育拡充法)(Gesetz zum qualitatsorientierten und bedarfgerechten Ausbau der Tagesbetreuung und zur Weiterentwicklung der Kinder- und Jugendhilfe: Das Tagesbetreuungsausbaugesetz- TAG)」(http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/RedaktionBMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/Tagesbetreuungsausbaugesetz-TAG,property=pdf,bereich=,sprache=de,rwb=true.pdf)がつくられ、保育施設の拡充が目指されてはいる。しかし、2007年3月2日付の新聞 Hamburger Abendblatt によると、ドイツの3歳児以下の子どもで昼間保育施設(Kindertagesstatte; KITA)に通ったり保育ママ・パパ(Tagesmutter, Tagesvater)に預けられている子どもの割合は、下の表のように14%と低く、とりわけ旧西ドイツ地域では極端に通所率が低くなっている。

さらに、この法律以前は父親の親時間取得率も日本と似てきわめて低く、新しい法律の施行で6%の父親が申請したと言われている。仕事と家庭の両立を行なうためには、父親の教育が重要となっている。

また,2006年3月15日現在で、KITAに通っている3歳児以下の子どもは,25万1350人, TagesmutterやTagesvaeterなどに預けられている子どもは,3万3500人である.

なお 2007 年 3 月 7 日付の新聞報道によれば、BMFSFJ 大臣の Ursula von der Leyen (CDU) は、EUの Barcelona Targets (2010 年までに、3 歳児から就学年齢の子どもの 90%、歳児以下の子どもの 33%に childcare を供給する;「女性と男性間の平等のためのロードマップ 2006-2010」)に応じて、2013 年までに 3 倍化する計画、すなわち、施設数を 75 万ヶ所にすることを表明した。その後ドイツ連邦政府と市町村との間で先の保育の 3 倍化計画を実施することが合意されている。ただ財政的な課題もあり、実現には困難が予想されるし、保育の質もかなり問

表:3歳児以下の子どもの保育実態

地域	3歳児以下の子どもの通所率	施設数
旧東ドイツ 旧西ドイツ・ベルリン 全体 ハンブルク	40% 10% 14% 21%	117,000 176,000 293,000

題で、KITA の保育内容と質を向上させる取り組みが進められつつある。さらに、2007年7月11日の新聞によると、新しい賃金協定では KITA の給料が月400ユーロと従来よりも減ると報道されている。KITA の役割が注目されている割には、KITA で働く人(97%は女性)の待遇がきわめて低い状況にあり、結局は結婚前かあるいは子どもができる前までの腰掛仕事として位置づけられている、と批判されている。

「平等待遇原則の実現のためのヨーロッパ指令を実施するための法律」(2006年)

また、この政権下の成果として、2006 年 8 月 14 日に制定された「平等待遇原則の実現のためのヨーロッパ指令を実施するための法律(Gesetz zur Umsetzung europäischer Richtlinien zur Verwirklichung des Grundsatzes der Gleichhandlung)」(http://www.bgblportal.de/BGBL/bgbl1f/bgbl106s1897.pdf)を挙げておかねばならない。この法律でようやく、包括的な差別禁止の法がドイツで体系化されたからである。

この法律は、EUの4つの指令、すなわち 「人種的または民族的出身に関わりなく個人間の 平等待遇原則を実施する2000年6月29日の理事会指令2000/43/EC」、 「雇用と職業における平等待遇のための一般的枠組を確立する2000年11月27日の理事会指令2000/78/EC」、「雇用、職業訓練および昇進へのアクセスならびに労働条件についての男女平等待遇原則の実施に関する理事会指令76/207/ECを改正する2002年9月23日のヨーロッパ議会および理事会の指令2002/73/EC」、 「財およびサービスへのアクセスとその供給における男女平等待遇原則の実施に関する2004年12月13日の理事会指令2004/113/EC」に応えるためにつくられた法律である(4つの指令の翻訳は、小宮文人・濱口桂一郎2005に、原文とともに所収).

ドイツでは、1994年の基本法改正時に、すでに述べたように、第3条で、男女平等の実際的な実現と障害による差別の禁止が明記され、男女平等政策も少しずつではあるが前進してきたし、また「障害者平等法(Bundesgesetz über die Gleichstellung von Menschen mit Behinderungen: Bundes-Behindertengleichstellungsgesetz - BGStG)」(http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/bgg/gesamt.pdf) も 2002 年に制定されている。しかし、民族的出身、人種、宗教、世界観、年齢、性的志向を理由とした差別に関しては法的規定がなかったし、基本法第3条には年齢や性的志向による差別禁止すら書かれていなかった。

たしかに、2001年8月1日に「同性の共同体 人生パートナーシップへの差別を廃止するための法律(Gesetz zur Beendigung der Diskriminierung gleichgeschlechtlicher Gemeinschaften: Lebenspartnerschaften)」が施行されて、さまざまな制約があるとはいえ、同性(愛)者が人生のパートナーを形成することが法的に認められた。とはいえ、この法律は「婚姻」を同性カップルに認めているわけではないという制約があった。ドイツ基本法第6条で保護される婚姻および家族とは、共同で子を持ち、養育する男性と女性の共同体であり、同性カップルはこれに該当しないとされているからである(戸田典子 2002)。

これに対して、CE や EU レベルでは早くから同性愛問題に対して取り組んできた、CE「議員

会議 (Parliamentary Assembly)」は「ホモセクシュアルに対する差別に関する勧告 (RECOMMENDATION 924 (1981) on discrimination against homosexuals)」(http://assembly.coe.int/Main.asp?link=/Documents/AdoptedText/ta81/EREC924.htm)を行い、また 2000年には「勧告 1474 (2000) ヨーロッパ評議会加盟国におけるレスビアンとゲイの状況に関して (Recommendation1474 (2000) on the Situation of lesbians and gays in Council of Europe member states)」(https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=384795&Site=COE&BackColorInternet=DBDCF2&BackColorIntranet=FDC864&BackColorLogged=FDC864)において、以下のことを勧告していた。

「ヨーロッパ人権規約」によって禁止された差別の理由に「性的志向」を付け加えること、レイシズムと不寛容に反対するヨーロッパ委員会が言及している条項を拡大して性的志向にもとづいたホモフォービアをカバーすること、および人権のためのヨ・ロッパ委員のスタッフに、性的志向を理由にした差別の問題に対して特別な責任を持った個人を付け加えること、加盟国に、次のことを求める、すなわち、

- a. 自国の法制にある差別の禁止理由のうちに性的志向を含めるよう求めること.
- b. 同意成人間の同性愛的行為を刑事訴追に処されるべきものとするすべての法制的条項を 撤回すること.
- c. 同性愛の同意成人間での性的行為のかどで投獄された者を直接的な効果をもって解放すること.
- d. 同性愛的および異性愛的行為に対して同じミニマムの同意年齢を適用すること.
- e. とくに学校、医学、軍隊、警察、司法、弁護士会ならびにスポーツにおけるホモフォービア的態度と、基本的・継続的教育およびトレーニングに手段によって闘うために積極的な措置をとること。

また、EUのヨーロッパ議会でも、1994年に「ヨーロッパ共同体におけるホモセクシュアルとレスビアンの平等な権利にかんする決議(Resolution on equal rights for homosexuals and lesbians in the European Community)」(OJ 1994 C 61/40) がなされ、さらに 1998年には「ヨーロッパ共同体におけるゲイとレスビアンの平等な権利に関する決議(Resolution on equal rights for gays and lesbians in the EC)」がなされている.

こうした状況の中で、ともあれ、「平等待遇原則の実現のためのヨーロッパ指令を実施するための法律」で、「人種を理由とする、または民族的出身、性別、宗教もしくは世界観、障害、年齢または性的アイデンティティによる不利益を防止し、または排除すること」が明確に規定されたのである。ただし、この法律では、「性的志向(sexuelle Veranlagung、sexuelle Orientierung)」という概念は用いられず、「性的アイデンティティ(sexuelle Identität)」が用いられている(なお、1991年6月の「ドイツ諸州連邦憲法草案」の第3条第3項で、すでに、差別禁止事項として「性的志向」が挙げられていた。第3章(1)参照)。しかし、法案提案理由書によれば、この概念にはホモセクシュアルの男性や女性、バイセクシュアルな人、トランスセクシュアルな人、

インターセクシュアルな人も含めいれられていると説明されている (Gesetzentwurf der Bundesregierung Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung europäischer Richtlinien zur Verwirklichung des Grundsatzes der Gleichbehandlung. *Deutsche Bundestag. Drucksache* 16/1780, S.31).

以上、シュレーダー政権以降のドイツにおける「ジェンダー・メインストリーミング」の受容と実施過程を見てきた。それをまとめると以下のことが指摘できる。

まず第1に、シュレーダー政権の下で、男女平等が国家の指導原理として承認され、その任務が GM 戦略によって促進されることになった。その成果として、民間企業を法的に規制するものではないにしても、男女平等実現法が制定されたことは大きな成果と言っていいであろう。また、パートタイム労働や有期労働契約に一定の改善がなされたし、包括的な差別禁止法が体系化されてきた。

第2に、育児手当・育児休暇が改善されてきた. 2000年には「育児手当および親時間に関する法律(連邦育児手当法)」が制定され、2006年には、さらに改正が行なわれて、「連邦親手当および親時間法」が制定された。これによって、これまで数%であった男性の親時間取得が一挙に19%へと高められた(2008年度現在、2008年9月11日における Vaterzentrum Berlinの代表 Eberhard Schafer からの聞き取りによる). さらに第3に、女性への暴力に対する法規制が進められてきた.

しかし、シュレーダー政権の「第3の道」のもとで、連邦政府は男女平等政策の点で企業に大幅に妥協し、またそれに続くメルケル連立政権の下で新自由主義的政策が次第に浸透してきている。具体的には「企業コーポラティズム」や「労働のための同盟」といったかたちで、あるいは「ダイバーシティ・マネイジメント (Diversity Management)」というかたちで社民的新自由主義が浸透してきている(この点については第5章で触れる)。とくに GM と DM (およびそのドイツ・バージョンである Total-E-Quality) との関連をどうとらえるのかは、GM の本質を見るうえで、重要なポイントとなる。

また GM が、行政改革プロジェクト「現代的国家 現代的な行政 (Moderner Staat - Moderne Verwaltung)」の統合的構成要素として、その中に組み込まれている側面も無視することはできない。さらに特にメルケル政権の下で、社会的保育が充実される一方で、男女平等政策が家族政策、ワーク・ライフ・バランス政策へと矮小化されていることも座視することはできないであるう。

こうした GM の受容をめぐる状況のなかで、GM そのものについて、実践的にも理論的にもフェミニスト (もちろんフェミニストといっても一枚岩ではないが) を中心に批判が起こっている、次回に改めてその問題を取り上げ、GM の限界性と可能性を見極めることにしたい。

*本稿は、日本福祉大学 2006 年度学外研究「戦後ドイツにおける男女共学の到達点と課題 ――日本との比較研究」の成果の一部である。また、原文のあるものについては、筆者が訳した。なお、インターネットへのアクセスは、すべて 2008 年 7 月 1 日 ~ 8 月 18 日にかけてのものである。

引用・参照文献

BMFSFJ (Hrg.) 2000: Grundlagepapier zu Gender Mainstreaming. 2000

Drogand- Strud, Michael 2001: Braucht die Jugendhilfe Gender mainstreaming? Eine Auseinandersetzung mit einem Strategiekonzept und ein Schlaglicht auf die Jungenarbeit. In: BZgA FORUM, 4- 2001

Europarat 1998: Gender Mainstreaming. Konzeputueller Rahmen, Methodoogie und Beschreibung bewährter Praktiken. Sta burg

European Commission 2005: The Daphne experience 1997-2003

Heinrich Böll Stiftung (Hrg.) 1999: Zur nationalen Umsetzung der Aktionsplattform der 4. Weltfrauenkonferenz von Peking: Kommentierung der Beantwortung des UN- Fragebogens der Bundesregierung durch deutsche Nichtregierungsorganisationen. Berlin

Heister, Marion 2007: Gefhlte Gleichstellung. Zur Kritik des Gender Mainstreaming. Ulrike Helmer Verlag

Krell/Muckenberger/Tondorf 2001, Enggruber 2001, S. 21ff, Krell, Gertraude/Muckenberger, Ulrich/Tondorf, Karin: Gender Mainstreaming: Chancengleichheit (nicht nur) für Politik und Verwaltung. S.100

Nohr, Barbara 2001: Total E-quality, diversity und Gedohns. Vom stillen Abgesangung auf die Quote und dem glanzvollen Aufstieg der Humanressource Frau. In: Forum Wissenschaft 2/01 S.15-19

Rauw, Regina 2003: Gender Mainstreaming in der Jugendarbeit- eine neue Strategie, aber kein neues Thema. In: Jansen, Mechtild M./Röming, Angelika/Rohde, Marianne (Hrg.): Gender Mainstreaming. Herausoforderung für den Dialog der Geschlechter. Olzog S.253-269

Krell/Mückenberger/Tondorf 2001: Krell, Gertraude/Mückenberger, Ulrich/Tondorf, Karin: Gender Mainstreaming: Chancengleichheit (nicht nur) für Politik und Verwaltung.

Schmidt, Renate 2003: Rede der Bundesministerin Renate Schmidt, anlässlich der Eröffnung des GenderKompetenzZentrums an der Humboldt-Universitat am 27.10.2003 in Berlin http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/Kategorien/Presse/reden,did=12064.html

Schunter-Kleemann, Susanne 2002: Gender Mainstreaming, Workfare und "Dritte Wege" des Neoliberalismus. In: Barbara Nohr/Silke Veth (Hrg.): Gender mainstreaming. Kritische Reflexionen einer neuen Strategie. Karl Dietz Verlag Berlin

Schweikert, Birgit 2002: Alles Gender - oder? Die Implementierung von Gender Mainstreaming auf Bundesebene. In: Bothfeld, Silke/Gronbach, Sigrid/Riedmüller, Barbara: Gender Mainstreaming - eine Innovation in der Gleichstellungspokitik. Zwischenbericht aus der politischen Praxis. Campus Verlag 2002

Tondorf, Karin:Gender Mainstreaming (ohne Daten)

Werthmanns- Reppekus, Ulrike 2004: Under construction: Die Kategorie Geschlecht in der Kinder- und Jugendhilfe- die Gender- (Mainstreaming-) Debatte und der Elfte Kinder- und Jugendbericht. In: Kirsten Bruhns (Hrg.): Geshclechterforschung in der Kinder- und Jugendhilfe. Praxisstand und Forschungsperspektiven.VS Verlag

社会福祉論集 第120号

古賀豪(訳)2002:「連邦省共通事務規則」、『外国の立法』第214号

小宮文人・濱口桂一郎 2005: 『EU 労働法全書』 旬報社

齋藤純子 2001:「ドイツにおけるパートタイム労働・有期労働契約法の制定」、『外国の立法』第 209 号

2002a:「育児手当と親時間 — ドイツの新しい育児手当・育児休暇制度」、『外国の立法』第

2002b:「ドイツにおける公務部門の男女平等のための連邦平等法の制定」、『外国の立法』第 213

2006:「ドイツにおける EU 平等待遇指令の国内法化と一般平等待遇法の制定」、『外国の立法』 第 230 号

2007a:「ドイツの連邦親手当て・親時間法 — 所得比例方式の育児手当制度への転換」、『外国の立法』第 232 号

2007b:「ドイツのストーキング対策立法 — 「暴力保護法」と「つきまとい処罰法」」,『外国の立法』第 233 号

柴山・中曽根 2004: 『EU 男女均等法・判例集』日本評論社

戸田典子 2001:「ドメスティック・バイオレンスからの保護 ── ドイツの新法案」, 『外国の立法』第 209 号

戸田典子 2002:「人生パートナーシップ法 —— 同性愛の「結婚」を認めたドイツ」、「外国の立法」第 212 号

柚木理子 2004:「ドイツ政府の「ジェンダーの主流化」 - 導入と課題 - 」,川村学園女子大学女性学研究 所『女性学年報』第2号 pp.31-41